

職員の処分について

1 処分日

令和4年6月24日

2 処分内容等

【人身事故】

(1) 対象職員及び処分内容

農林水産部職員・・・ 戒告

(2) 事実関係

対象職員は、令和3年8月5日午前9時40分頃、公務で倉吉市内を公務使用許可を受けた自家用車で走行中、信号機のない交差点で、右方から走行してきた普通乗用自動車と衝突し、当該普通乗用自動車の同乗者に全治4週間の傷害を負わせた。

【人身事故】

(1) 対象職員及び処分内容

農林水産部職員・・・ 減給1/10 1月

(2) 事実関係

対象職員は、令和3年10月9日午前11時46分頃、私用で高知県内を自家用車で走行中、進行方向前方を走行していた自転車に追突し、自転車に乗車していた者に加療約8週間を要する傷害を負わせた。